

特定調達品目及び判断の基準等（案）

○見直しを行う主な点について

平成16年3月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は以下のとおり

1. 新たな品目・判断の基準の追加（6品目）

文具類： パンチラベル〔基準：再生材料の使用〕

消火器： 〔基準：消火薬剤に再生消火薬剤を使用〕

インテリア： タフテッドカーペット、タイルカーペット〔基準：再生材料の使用〕
寝装寝具

公共工事： 電気炉酸化スラグ骨材〔基準：天然砂等を代替して使用できるもの〕
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）〔基準：再生材料の使用〕

2. 判断の基準の見直し（ 件） ※波線下線：パブコメ意見による変更箇所

紙類： 「古紙配合率」を「古紙パルプ配合率」へ見直し
包装の配慮事項に可能な限り簡易であることを追記（紙類以外の品目にも同様の記述を適宜追記）
違法伐採材に係る配慮事項を追加（コピー用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー以外の品目）
OCR 用紙の品目の削除

文具類： 紙製ファイル、バインダーについて、古紙パルプ配合率を 70%以上に見直し
違法伐採材に係る配慮事項を追加（文具類の他、機器類、ベッドフレームに同様の記述を追加）

OA 機器類： 磁気ディスク装置の基準エネルギー消費効率の見直し
電子計算機の品目の削除

エアコンデ： ストーブについて、エネルギー消費効率を示す表の◆に基準値を設定
ィショナー
等

- 温水器等： ガス温水機器について、省エネ法に基づく判断の基準の改正に合わせて基準の見直し
ガス調理機器について、エネルギー消費効率を示す表の◆に基準値を設定
- 家電製品： テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダーの品目の削除
- 自動車等： 排ガスの基準の見直し
一般公用車の排ガス及び燃費の基準の見直し
- 公共工事： 断熱材について、ノンフロンであることの基準を全ての断熱材に拡大
陶磁器質タイルについて、焼成でないものに対しても対象を拡大
違法伐採材に係る配慮事項を追加（集成材、合板、単板積層材、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板の品目）
- 役務： 印刷の役務に、古紙再生の観点から印刷物に使用しないものについての基準を設定
印刷の役務の配慮事項に、デジタル化による廃棄物の削減についての記述の追加
印刷の役務の配慮事項に、包装に係る記述の追加

特定調達品目及び判断の基準等（案）

（変更箇所抜粋）

- ※ 現行基準からの変更箇所： 一重下線
 （追加品目については、品目名のみに下線を付す）
- ※ パプコメ意見による変更箇所： 波線下線
- ※ 文章表現上の軽微な修正箇所： 破線下線

2. 紙 類

（1）品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u>
フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②使用するバージンパルプの木材原料については、<u>原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率70%以上であること。 ②塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②使用するバージンパルプの木材原料については、<u>原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>

ジアゾ感光紙	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率70%以上であること。 ②塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②使用する<u>バージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
---------------	---

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率70%以上であること。 ②塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②使用する<u>バージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
印刷用紙(カラー用紙)	【判断の基準】 ①古紙<u>パルプ</u>配合率70%以上であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ③再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②使用する<u>バージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>

【衛生用紙】

トイレット ペーパー	【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 ○製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙 <u>パルプ</u> 配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②<u>間伐材等以外の木材原料、及び紙の原料に使用するバージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u> 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。
シャープペンシル	【配慮事項】 ○残芯が少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	【配慮事項】 ○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 ○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】
朱肉	○インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 ○液が補充できること。
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステープラー	【配慮事項】
ステープラー針リムーバー	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ(本体)	

事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙 パルプ 配合率40%以上であること。 【配慮事項】 ○ <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</u>
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 ●テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙 パルプ 配合率40%以上であること。
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
鉛筆削（手動）	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー（ウェットタイプ）	〔容器に適用〕 【配慮事項】 ○内容物が補充できること。
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	【判断の基準】 ●オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。
レターケース	
メディアケース	

(FD・CD・MO用)	
マウスパッド	
OAフィルター (デスクトップ (CRT・液晶) 用)	
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は 分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 ○マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されている こと。 ②インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又 は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
のり(液状) (補充用を含む。)	〔容器に適用〕 【配慮事項】
のり(澱粉のり) (補充用を含む。)	○内容物が補充できること。
のり(固形)	〔容器・ケースに適用〕
のり(テープ)	【配慮事項】 ○消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】 ● <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ 配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、次のいづ れかの要件を満たすこと。</u> ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を 原材料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄で きる構造になっていること。
バインダー	【判断の基準】 ● <u>金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ 配合率70%以上であること、それ以外の場合にあつては、文具類共</u>

	<u>通の判断の基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	
カードケース	

事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙 <u>パルプ</u> 配合率40%以上であること。
窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙 <u>パルプ</u> 配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
けい紙	【判断の基準】 ●古紙 <u>パルプ</u> 配合率70%以上であること。 ●塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m ² 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
タックラベル	【配慮事項】 ○ <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</u>
インデックス	
<u>パンチラベル</u>	
付箋紙	
付箋フィルム	【配慮事項】 ○ <u>粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</u>
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファ

イル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

- 3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。
- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙<u>パルプ</u>配合率50%以上であること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ③製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ④<u>間伐材等以外の木材原料、及び紙の原料に使用するバージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の

割合とする。

5 - 5 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 ④製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②ディスクの直径が40mm以下のもの
- ③最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

磁気ディスク装置の種別	区 分	基準エネルギー消費効率算定式
	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
- 2 $\ln$ は底をeとする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7-3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①開放式のもの
 - ②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③半密閉式ガスストーブ
 - ④最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - ⑤最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ
 - ⑥表中「◆」を記した区分のもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	◆
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	<u>69.0</u>
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0 L + 71.5$

備考) 1 E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : %)

L : 最大燃料消費量 (単位 : L/h)

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 432 号 (平成 14 年 12 月 27 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

8－2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
 - ⑥表中「◆」を記した区分のもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	◆
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				◆
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考） エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 434 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8－4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②再生プラスチック材が多く使用されていること。 ③製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①ガスオープン
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ④ガスグリル
- ⑤ガスクッキングテーブル
- ⑥ガス炊飯器
- ⑦カセットこんろ
- ⑧表中「◆」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス調理機器の**こんろ部**に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	<u>52.4</u>
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 **こんろ部**エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 433 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> ⑦ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> ⑧LPガス車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、<u>平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</u> 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が多く使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑤については二輪車を、⑥から⑧については二輪車及び重量車を除く。）とする。

2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員 10 名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50 %低減レベル又は平成 12 年基準排出ガス 75 %低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの燃費基準 + 5 %値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの燃費基準 + 5 %値を、LP ガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの燃費基準 + 5 %値を満たす自動車、又は平成 17 年基準排出ガス 75 %低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑥、⑦又は⑧の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	22.3km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	19.7km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	18.8km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	16.8km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	13.7km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	11.0km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	8.2km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	6.7km/L以上

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上	19.8km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上	17.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上	13.9km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上	12.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上	9.1km/L以上

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	燃費基準値	燃費基準+5%値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上	16.7km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上	14.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上	14.2km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上	12.6km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上	8.3km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上	7.0km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上	6.2km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上	5.0km/L以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/L以上
			構造 B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/L以上
			構造 B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造 A	18.9km/L以上
			構造 B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	16.5km/L以上
			構造 B	15.5km/L以上
		828kg以上		14.9km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/L以上
			構造 B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		9.3km/L以上
		1,266kg未満	構造 A	12.5km/L以上
			構造 B	11.2km/L以上
		1,266kg以上		10.3km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表 5 及び 6 について同じ。

- ①最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
- ②乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ③運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表 5 及び 6 について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/L以上
			構造 B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
		1,516kg以上		12.5km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/L以上
			構造 B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/L以上
		1,766kg以上		9.9km/L以上

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/L以上
			構造 B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/L以上
			構造 B	13.1km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/L以上
		703kg未満	構造 A	14.8km/L以上
			構造 B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	12.9km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	828kg以上	構造 B	12.1km/L以上
				11.7km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満		13.9km/L以上
		703kg以上 828kg未満		12.3km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/L以上
			構造 B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/L以上
			構造 B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

(2) 目標の立て方

- ①一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。
- ②一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)でも目標を立てるものとする。

ア. 電気自動車

イ. 天然ガス自動車

ウ. メタノール自動車

エ. ハイブリッド自動車

オ. 燃料電池自動車

カ. 認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準+5%値を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車、及び平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。

11. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ○消火薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生プラスチック材が多く使用されていること。 ④塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ⑤製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって</u>、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----	--

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年九月十七日自治省令第二十七号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

1 3-2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	【判断の基準】
タイルカーペット	○未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
織じゅうたん	【配慮事項】
ニードルパンチカーペット	①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。
- 2 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維又は、使用された後に廃棄された製品及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「再生材料」とは、製品として使用された後に廃棄された材料又は製品、及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（m²）に占める基準を満たす物品の数量（m²）の割合とする。

1 3-3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、<u>可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u>
ふとん	【判断の基準】 ○ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、<u>可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</u>

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(枚数)に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量(枚数)の割合とする。

1 3-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ③<u>間伐材等以外の木材原料、及び紙の原料に使用するバージンパルプの木材原料については、原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、<u>可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 「放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等のもの」とは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
$0.5\text{mg}/\text{L}$	$0.7\text{mg}/\text{L}$

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

1 7. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	

混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	環境配慮型道路照明
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
断熱材	断熱材

		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
		配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生した処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。

	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	--

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、<u>1m³当たり100kg以上</u>のフライアッシュを<u>混和材として</u>使用していること。									
塗料	下塗り塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。									
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。									
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成したものであること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出<u>等</u>に<u>問題</u>がないこと。 別表 <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="6">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象										
無機珪砂（キラ）											
鉄鋼スラグ											
非鉄スラグ											
鋳物砂											
陶磁器屑											

		<table><tr><td>石炭灰</td><td rowspan="8"></td></tr><tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr><tr><td>廃ガラス</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr></table>	石炭灰		建材廃材（汚泥を除く。）	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
石炭灰														
建材廃材（汚泥を除く。）														
廃ガラス														
製紙スラッジ														
アルミスラッジ														
磨き砂汚泥														
石材屑														
都市ごみ焼却灰		熔融スラグ化												
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化													
		<table><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥									
上水道汚泥	前処理によらず対象													
湖沼等の汚泥														
	<u>再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）</u>	<u>【判断の基準】</u> ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用いたものであること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 <u>【配慮事項】</u> ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出等に問題がないこと。 <u>別表</u> <table><tr><td><u>再生材料の原料となるものの分類区分</u></td><td><u>前処理方法</u></td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table>	<u>再生材料の原料となるものの分類区分</u>	<u>前処理方法</u>	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥							
<u>再生材料の原料となるものの分類区分</u>	<u>前処理方法</u>													
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化													
下水道汚泥														
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	<u>【判断の基準】</u> ○再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。												
園芸資材	バークたい肥	<u>【判断の基準】</u> ○以下の基準を満たすこと。												

		・有機物の含有率（乾物） ・炭素窒素比〔C／N比〕 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） ・pH ・水分 ・幼植物試験の結果	70%以上 35以下 70meq/100g以上 5.5～7.5 55～65% 生育阻害その他異常を認めない
		・窒素全量〔N〕（現物） ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） ・加里全量〔K₂O〕（現物）	0.5%以上 0.2%以上 0.1%以上

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	【判断の基準】	
	①製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。	
	ひ素	0.005%
	カドミウム	0.0005%
	水銀	0.0002%
	ニッケル	0.03%
	クロム	0.05%
	鉛	0.01%
	②その他の制限事項	
	ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。	
イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。		
ウ．有機物の含有率（乾物）	35%以上	
エ．炭素窒素比〔C／N比〕	20 以下	
オ．pH	8.5 以下	
カ．水分	50%以下	
キ．窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	
ク．りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	
ケ．アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）	

備考）「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用する当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。																									
タイル	陶磁器質タイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を<u>用いているもの</u>であること。 ②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 ○施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出<u>等に問題がない</u>こと。 別表 <table><tr><th>再生材料の原料となるものの分類区分</th><th>前処理方法</th></tr><tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="15">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr><tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>非鉄スラグ</td></tr><tr><td>鋳物砂</td></tr><tr><td>陶磁器屑</td></tr><tr><td>石炭灰</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td></tr><tr><td>建材廃材（汚泥を除く。）</td></tr><tr><td>廃ゴム</td></tr><tr><td>廃ガラス</td></tr><tr><td>製紙スラッジ</td></tr><tr><td>アルミスラッジ</td></tr><tr><td>磨き砂汚泥</td></tr><tr><td>石材屑</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr><tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理によらず対象</td></tr><tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。																									

		・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
製材等	製材	【判断の基準】 ○間伐材、林地残材又は小径木であること
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。 ②居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材原料については、 <u>原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用するものとする。
- 2 樹種選択にあたり、やむを得ず弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

再生木質 ボード	パーティクル ボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) ②居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源以外の木材原料については、 <u>原産国の法律に照らして違法に伐採された木材でないこと。</u>
	繊維板	
	木質系セメント板	

備考) ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと。 ②再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 ③断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。 【配慮事項】 ○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
-----	-----	---

照明機器	照明制御システム	【判断の基準】 ○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考） 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA 以下のもの又は2000kVA を超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が100V 未満のもの又は600V を超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3 S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4 S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 23.8 S^{0.653}$
			500 k V A 超	$E = 9.84 S^{0.842}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 22.6 S^{0.651}$
			500 k V A 超	$E = 18.6 S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9 S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4 S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 33.6 S^{0.626}$
			500 k V A 超	$E = 24.0 S^{0.727}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 32.0 S^{0.641}$
			500 k V A 超	$E = 26.1 S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 438 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が1.05以上であること。
-------	--------	----------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	---

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当り平均負荷率（時間当りのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 10,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を 1 kWh につき 10,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であつて、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	---------------	---

備考) 「排水用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。
	水洗式大便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が 10.5L/回以下であること。

備考) 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表1)																																																						
	<table><tr><th>対象物質(単位) 出力区分</th><th>HC (g/kW・h)</th><th>NOx (g/kW・h)</th><th>CO (g/kW・h)</th><th>黒煙 (%)</th></tr><tr><td>7.5～15kW 未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kW 未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kW 以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5.0</td><td>50</td></tr></table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																		
	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																		
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																			
低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。																																																						
	(別表2)																																																						
	<table><tr><th>機種</th><th>機関出力 (kW)</th><th>騒音基準値 (dB)</th></tr><tr><td rowspan="3">ブルドーザー</td><td>P <55</td><td>102</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>105</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>105</td></tr><tr><td rowspan="4">バックホウ</td><td>P <55</td><td>99</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>106</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>106</td></tr><tr><td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td><td>P <55</td><td>100</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>107</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">トラクターショベル</td><td>P <55</td><td>102</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>104</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td><td>P <55</td><td>100</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>103</td></tr><tr><td>103≦ P <206</td><td>107</td></tr><tr><td>206≦ P</td><td>107</td></tr><tr><td>バイブロハンマー</td><td></td><td>107</td></tr><tr><td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td><td>P <55</td><td>98</td></tr><tr><td>55≦ P <103</td><td>102</td></tr><tr><td>103≦ P</td><td>104</td></tr></table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P <55	102	55≦ P <103	105	103≦ P	105	バックホウ	P <55	99	55≦ P <103	104	103≦ P <206	106	206≦ P	106	ドラグライン クラムシェル	P <55	100	55≦ P <103	104	103≦ P <206	107	206≦ P	107	トラクターショベル	P <55	102	55≦ P <103	104	103≦ P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55	100	55≦ P <103	103	103≦ P <206	107	206≦ P	107	バイブロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P <55	98	55≦ P <103	102	103≦ P	104
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																				
	ブルドーザー	P <55	102																																																				
		55≦ P <103	105																																																				
		103≦ P	105																																																				
	バックホウ	P <55	99																																																				
		55≦ P <103	104																																																				
		103≦ P <206	106																																																				
		206≦ P	106																																																				
	ドラグライン クラムシェル	P <55	100																																																				
		55≦ P <103	104																																																				
		103≦ P <206	107																																																				
206≦ P		107																																																					
トラクターショベル	P <55	102																																																					
	55≦ P <103	104																																																					
	103≦ P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P <55	100																																																					
	55≦ P <103	103																																																					
	103≦ P <206	107																																																					
	206≦ P	107																																																					
バイブロハンマー		107																																																					
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P <55	98																																																					
	55≦ P <103	102																																																					
	103≦ P	104																																																					

		アースオーガー	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 104 107
		オールケーシング掘削機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	100 104 105 107
		アースドリル	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 104 107
		さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
		ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 ≤ P	101 104
		コンクリートポンプ（車）	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	100 103 107
		コンクリート圧砕機	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P < 206 206 ≤ P	99 103 106 107
		アスファルトフィニッ シャー	P < 55 55 ≤ P < 103 103 ≤ P	101 105 107
		コンクリートカッター		106
		空気圧縮機	P < 55 55 ≤ P	101 105
		発動発電機	P < 55 55 ≤ P	98 102

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、現場内再生利用を目的として高圧プレス処理により盛土材等へ再生する工法又は固化材添加により流動化処理土へ再生する工法であること。 ②固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。

備考）専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	---

備考）舗装計画交通量1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。
--------	-----------------------	---

表5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
高機能舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

高機能舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
-------	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

1 8－2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） ②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料を使用していないこと。 ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング及びラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアーパー ・UVインキ（ハイブリッドUVインキ、及びフォーム印刷に用いる場合を除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など） ③オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。 【配慮事項】 ①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 ②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用を抑制していること。 ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル及びポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙 ③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP方式の採用等）により廃棄物を抑制していること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易なものとし、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に

占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。